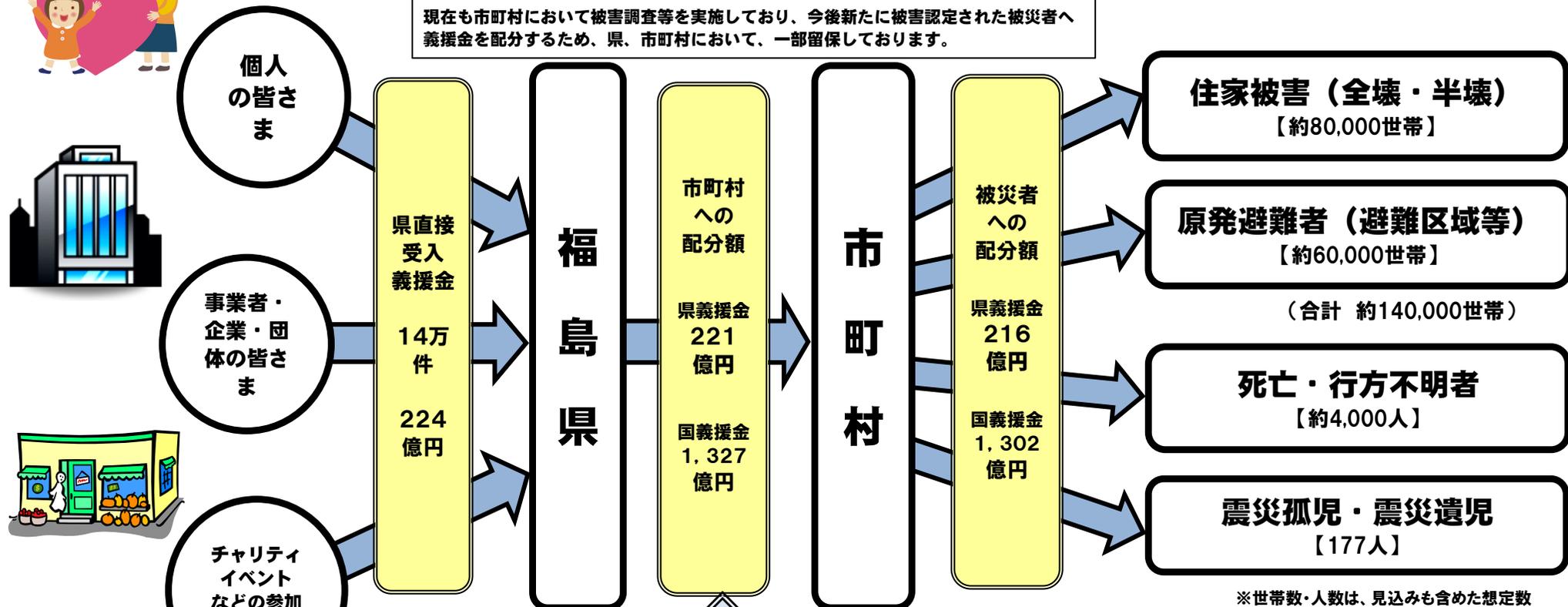


福島県に寄せられた義援金等の配分状況

R元. 10. 31現在
社会福祉課

現在も市町村において被害調査等を実施しており、今後新たに被害認定された被災者へ義援金を配分するため、県、市町村において、一部留保しております。



福島県への配分額
1,336億円

日本赤十字社
国（日赤等）義援金

義援金配分委員会（配分基準を決定）

- 第1次配分基準
- | | 死亡者・行方不明者 | 住家全壊 | 住家半壊 | 原発避難関係世帯 |
|------|-----------|------|------|----------|
| 県義援金 | — | 5万円 | 5万円 | 5万円 |
| 国義援金 | 35万円 | 35万円 | 18万円 | 35万円 |
- 第2次配分基準
- ①市町村へ枠配分。被災者への配分基準は、市町村が決定。
 - ②震災孤児・震災遺児への配分
- | | 震災孤児 | 震災遺児 |
|------|-------|------|
| 県義援金 | 100万円 | 50万円 |



※ 県の義援金受入期間：平成23年3月14日～令和2年3月31日